

奈良県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、次の表の上欄者の申請に係る換地計画は、令和八年一月九日適当と決定した。

なお、土地改良法第九十六条の四第一項において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月二十日

奈良県知事 山下 真

申 請 者	換 地 計 画	縦覧期間及び場所
明日香村長 森川 裕一	農業基盤整備促進事業 地ノ窪地区	令和八年一月二十一日から同 年二月九日まで
明日香村役場		